鶴田診療所医事業務委託公募型プロポーザル実施要領

鶴田診療所医事業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

１　趣旨

本要領は、「鶴田診療所医事業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

２　業務の概要

（１）業務名　　　鶴田診療所医事業務委託

（２）業務内容　　別紙「仕様書」参照

（３）履行期間　　令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで

（４）委託料の上限額　１４，４６０，０００円（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

３　参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者でなければならない。

（１）地方自治法施行令第167条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

（２）公告の日において構成市町から指名停止の措置を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

（４）構成市町の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（５）国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していないものであること。

（６）直近５年以内に青森県内の同種または類似医療施設での医事業務の履行実績を有し、別紙仕様書の内容に従い適切に業務を遂行できること。

４　スケジュール

（１）公募開始　　　　　　　　　　　　令和５年１０月　２日（月）

（２）参加申請受付締切　　　　　　　　令和５年１０月１６日（月）

（３）参加資格審査結果の通知日　　　　令和５年１０月２３日（月）

（４）説明会　　　　　　　　　　　　　令和５年１０月２６日（木）

（５）質疑受付締切　　　　　　　　　　令和５年１１月　２日（木）

（６）質疑に対する回答　　　　　　　　令和５年１１月１０日（金）

（７）企画提案書等の提出締切　　　　　令和５年１２月　８日（金）

（８）ﾋｱﾘﾝｸﾞ･ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ審査　　　　　令和５年１２月１８日（月）

（９）審査結果の通知　　　　　　　　　令和５年１２月２５日（月）

５　参加申請手続き

（１）参加申請書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申請書及び資料（以下「参加申請書等」という。）を提出すること。なお、期限までに参加申請書等を提出しない者は、当該プロポーザルへの参加資格を失う。

ア　提出書類

①　参加申込書（参加様式１）

②　誓約書（参加様式２）

③　履行実績報告書（参加様式３）

イ　提出期限　令和５年１０月１６日（月）１７時００分（必着）

ウ　提 出 先　下記15と同じ。

エ　提出方法　持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

オ　提出部数　原本１部

（２）参加資格の確認等

上記３に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和５年１０月２３日（月）までに参加資格審査結果通知書を参加申請書に記載された電子メールにより通知する。

６　施設説明会

　　参加申請書（参加様式１）に開催を希望する場合に限り、実施する。なお、説明会は自由参加とし、参加、不参加は審査には一切影響がないものとする。

　（１）開催日時　　　　令和５年１０月２６日（木）１５時００分

　（２）場所　　　　　　つがる西北五広域連合鶴田診療所会議室

　（３）参加可能人数　　２名まで

７　質疑・応答

参加申請書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

（１）質問書

（２）提出期限　令和５年１１月　２日（木）１７時００分（必着）

（３）提 出 先　下記15と同じ。

（４）提出方法　電話連絡の上、ＦＡＸ又は電子メールにより提出すること。

（５）回答方法　回答日において質問者及び参加申請書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、広域連合ホームページ上に当該回答内容を公表する。

８　企画提案書作成方法

　　参加希望者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

（１）提案内容

企画提案書には、次の事項について記載すること。

ア 提案書

①企画提案書表紙（提案様式１－１）

②企業理念（提案様式２－１－１）

③経営状況（提案様式２－１－２）

④業務実績（提案様式２－１－３）

⑤組織・人員体制（提案様式２－２－１）

⑥業務環境（提案様式２－２－２）

⑦指揮命令系統・連絡体制（提案様式２－２－３）

⑧法令遵守（提案様式２－２－４）

⑨従業員の健康管理（提案様式２－２－５）

⑩災害発生時の業務体制（提案様式２－２－６）

⑪診療所への協力体制（提案様式２－２－７）

⑫患者サービス向上（提案様式２－３－１）

⑬診療所経営支援（提案様式２－３－２）

⑭引継ぎ（提案様式２－３－３）

⑮研修・能力把握（提案様式２－４－１）

⑯見積提案書（提案様式２－５－１）

⑰自由提案（提案様式２－６－１）

イ　発表用データ（USB又はCD-R）

（２）提出方法等

ア　提出期限　令和５年１２月　８日（金）　１７時００分（必着）

イ　提 出 先　下記15と同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

エ　提出部数　５部（正本１部、副本（写）４部：Ａ４版とする。）

　　　　　　　※提出部数５部と併せて企画提案書（提案様式１）を１部提出すること。

（３）その他

ア　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ　広域連合は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

９　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１）予定価格を超えた場合

（２）参加資格要件を満たしていない場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（５）ヒアリング・プレゼンテーションの開始時間に遅れた場合

（６）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10　審査方法及び評価基準

（１）審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、鶴田診療所医事業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（２）ヒアリング・プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング・プレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を次のとおり行う。なお、企画提案者が４者以上の場合は、企画提案書の書類審査を事前に行い、審査委員会において選定された上限３者を限度としてヒアリング等を行う。

ア　実施方法

①１者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明３０分、質疑１５分の計４５分とする。

②企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

③ヒアリング等で使用する資料には、提案者が推測されることがないよう配慮すること。

④ヒアリング等の説明者は、補助者を含めて４名までとする。

⑤欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

イ　実施日時及び場所

上記５で示した、参加資格審査結果通知書により通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

（３）審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

ア　企業に対する評価

イ　業務体制に対する評価

ウ　業務内容に対する評価

エ　人材育成に対する評価

オ　コストに対する評価

カ　その他アピールポイントに対する評価

（４）候補者の特定方法

審査委員会において、（３）の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査委員会の合議の上、候補者として特定する。なお、評価点の合計が同点となる者が２者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

企画提案者が１名の場合、評価点の総点数が４００点に満たなかった場合は候補者として特定しない。

11　審査結果の通知

（１）候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア　候補者

イ　提案者全者の名称及び評価点

ウ　候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ　候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

（２）候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面により管理者に対し説明を求めることができる。

12　審査結果の公表

候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

（１）候補者

（２）提案者全者の評価点（参加者名称は公表しない。）

（３）候補者の特定理由

（４）審査の経過及び審査員

13　契約に関する基本事項

（１）契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

（２）契約保証金

契約金額の100分の５以上の金額の納付を要する。ただし、[つがる西北五広域連合病院事業契約事務規程](http://www.tsgren.jp/wp-content/uploads/2021/04/40faa5f3f84161c5459373af650d0895.pdf)の規定に該当する場合は免除する。

（３）契約書作成の要否

要する。

（４）支払条件　毎月後払いとする。

14　その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）参加申請及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（３）提出された書類は返還しない。

（４）提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

（５）広域連合は提出された企画提案書等について、[つがる西北五広域連合情報公開条例](http://www.tsgren.jp/wp-content/uploads/2021/04/5a0f15015809c34e918c7a045fe18c27.pdf)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。 ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

15　担当

つがる西北五広域連合 鶴田診療所 事務部（担当者:成田）

〒０３８－３５０３　青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾３４番地

ＴＥＬ　０１７３－２２－２２６１（内線１０）

E-mail　tsu\_hosputal06@bz04.plala.or.jp